

矢掛町カーボン・マネジメント推進事業支援業務委託

仕様書

平成 29 年 7 月
岡山県矢掛町

1 一般仕様

1. 1 適用

本仕様書は、矢掛町カーボン・マネジメント推進事業支援業務委託に適用する。

本仕様書に明記されていない事項でも業務目的達成のために必要な事項については、本町と協議のうえ受託者の責任において実施するものとする。

なお、本事業により得られた成果をもとに、環境省の地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（2号事業）を活用した設備更新等の検討を予定している。

1. 2 提出書類

受託者は、契約に関するもののほか、次の書類を提出する。ただし、様式については、任意の様式で作成するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者等選任届
- (3) 業務実施工程表
- (4) 業務完了届
- (5) その他本町が指示する書類

1. 3 疑義

受託者は、本業務の仕様書記載事項及び業務遂行上で疑義が生じた場合、本町と協議のうえ決定するものとする。

1. 4 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守するものとする。

1. 5 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

1. 6 主任技術者等の配置

主任技術者は、本委託業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。また、主任技術者及び本業務に従事する担当技術者においては、専門的知見や他自治体での業務実績を有する者を配置するものとする。

1. 7 協議・打合せ

本業務の主要な区切りや、本町からの要求があった場合、受託者と本町は協議・打合せを実施するものとする。

1. 8 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議を必要とするとき、又は、協議を求められたときは、関連書類等を準備のうえ本町と協議を実施するものとする。ただし、やむを得ず受託者のみで協議を実施した場合は、その内容を本町へ報告しなければならない。

1. 9 参考資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集については、受託者が実施する。ただし、必要な書類のうち本町が所有する資料については、借用書等の文書にて請求のうえ貸与する。

1. 10 手直し

業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合、受託者は、本町の指示に基づき訂正等の作業を実施するものとする。なお、この作業に必要な費用については、受託者の負担とする。

1. 11 検査

受託者は、業務が完了したとき業務完了届及び成果品を提出するとともに、本町から完了検査を受けなければならない。

1. 12 成果品

受託者は、契約期間の満了日までに次の成果品を提出する。なお、成果品の作成は、内容等について本町と協議のうえ実施すること。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 矢掛町地球温暖化対策実行計画改定案 | 正副2部 |
| (2) 町有施設省エネルギー診断結果報告書 | 正副2部 |
| (3) 協議、打合せ等議事録 | 正副2部 |
| (4) その他、本町が指示するもの | 指示部数 |

2 特記仕様

2. 1 業務名

矢掛町カーボン・マネジメント推進事業支援業務委託

2. 2 委託期間

契約締結日より平成30年2月15日まで

2. 3 業務概要

(1) 基本的事項の整理

矢掛町地球温暖化対策実行計画の改定案検討業務に伴い、業務に必要な基礎資料の収集、事項の決定を行う。

(2) 温室効果ガスの総排出量調査

・調査説明会の実施

地球温暖化における一般的事項、関連法令の概要説明、本委託業務の調査手法及び調査内容について説明する。

・現況把握調査票の作成

本町で使用している現行の温室効果ガス排出量調査票の更新及び町職員に対する意識調査（アンケート調査）に係る調査票の作成

※温室効果ガス排出量調査票の更新には、調査票の記入要領（手順書）も作成

・現況把握調査票の集計、総排出量の算定・分析、意識調査結果の分析

各調査票の集計及びデータ確認

調査対象施設における電気、燃料等の消費量及び温室効果ガス排出量の算定及び分析

町職員に対する意識調査結果の分析

(3) 実行計画の内容の検討・提案

・基本方針の検討

関連計画等を参考に対象施設や調査項目等の基本的事項について検討する。

・温室効果ガス排出量削減、抑制目標の検討

対象施設の現況調査を踏まえ、温室効果ガス排出量における当該計画期間の増減予測を実施する。予測結果と関連計画を参考に、対象施設の活動量（電気、燃料等の消費量）に対する削減目標値を検討する。また、削減目標達成のため当該計画期間中に実施可能な取組内容等の検討もあわせて実施する。

- ・実行計画改定案の作成

受託者は、上記の内容を整理のうえ、現行の温暖化対策実行計画の改定案を提示する。

(4) 町有施設の省エネルギー診断

- ・対象施設の概要調査

省エネルギー診断の対象施設は、次表に示す6施設とする。対象施設の概要（主要設備等）を図面等の関連資料や現場確認を通して調査・整理する。

施設名	所在地	延床面積
庁舎	矢掛町矢掛 3018 番地	4323 m ²
たかつま荘	矢掛町矢掛 2695 番地 2	3393 m ²
やかげ文化センター	矢掛町矢掛 2677 番地 1	4921 m ²
学校給食共同調理場	矢掛町東川面 1336 番地	764 m ²
B & G 海洋センター	矢掛町西川面 1307 番地 3	1829 m ²
農村環境改善センター	矢掛町矢掛 3016 番地 1	937 m ²

- ・省エネルギー診断の実施、結果報告

診断対象施設について、設備仕様や現在の運転状況等を確認する。そのうえで、期待できるエネルギーの削減量を検討する。

省エネルギー診断結果より、各施設の管理体制の改善や設備更新等について検討し提案を実施する。なお、提案は、施設ごとに設備更新案等を提示し、あわせて数値化した削減見込みを提示する。

※設備更新を提案する場合、導入設備については環境省の L2-TECH や ASSET、経済産業省のトップランナー基準を参考のうえ、採算性・費用対効果を踏まえて具体的に提示すること。